

奈良県広域水道企業団告示第 2 号

令和 7 年 9 月奈良県広域水道企業団告示第 1 5 号で告示した企業長印（平群・三郷事務所において、三郷町域を対象として使用する企業長印に限る。）は、令和 7 年 1 2 月 3 1 日限り廃止したので奈良県広域水道企業団公印規程に基づき告示する。

令和 8 年 1 0 月 2 日

奈良県広域水道企業団企業長 山下 真